

随意契約に関する調書(公表)

所管課名	経済環境部 環境課																									
件名	羽毛布団売買契約																									
契約内容	市が回収した羽毛布団を有価にて売渡し																									
契約期間	平成30年8月1日から平成31年3月31日まで																									
契約締結日	平成30年7月31日																									
契約相手方	河田フェザー株式会社																									
契約金額	羽毛布団（充填量：1kg以上）432円/円 羽毛布団（充填量：1kg未満）108円/円																									
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○</td> <td style="width: 10%;">第1号</td> <td>少額隨契（1人による見積りとなつた場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額隨契（1人による見積りとなつた場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額隨契（1人による見積りとなつた場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由及び業者選定の理由	羽毛布団のリサイクルに必要な設備、人員等を有し、近隣自治体と多くの取引実績があり、継続的かつ安定的な取引が可能である業者であるため。																									
その他特記事項	売渡価格は、どの自治体も同一価格である。																									

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所管課名	都市整備部 水道課																									
件名	検針票（ご使用水量のお知らせ）の印刷について																									
契約内容	検針票（ご使用水量のお知らせ）の印刷 17000枚																									
契約期間	平成30年8月29日から平成30年9月10日まで																									
契約締結日	平成30年8月29日																									
契約相手方	株式会社キューテック 静岡営業所																									
契約金額	132,192円																									
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">第1号</td> <td>少額隨契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額隨契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	<input checked="" type="radio"/>	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額隨契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
<input checked="" type="radio"/>	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由及び業者選定の理由	ハンディターミナルの入れ替えに伴う検証テスト及び不測の事態に対応するため、旧様式の検針票の予備分を印刷するものであることから、従来の版を用いて増し刷りを行うことで、校正等に割く時間を短縮とともに、ハンディターミナル実機上での動作確認作業を省略するものであるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課